

平成二十九年第一回大阪広域水道企業団議会
二月定例会会議録

平成二十九年二月十五日（水曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	信 貴 良 太
二	番	西 哲 史
三	番	上 村 太 一
四	番	吉 川 敏 文
五	番	弘 瀬 源 悟
六	番	前 田 敏
七	番	村 岡 均
八	番	吉 田 稔 弘
九	番	真 利 一 朗
十	番	竹 田 孝 史
十	番	中 藤 大 助
十	番	池 添 義 春
十	番	山 本 一 男
十	番	篠 本 雄 嗣
十	番	服 部 敏 男
十	番	名 手 宏 樹
十	番	鶴 田 将 良
十	番	樽 井 佳 代 子
二	十	福 田 英 彦
二	十	野 原 修
二	十	岡 本 光
二	十	久 保 田 和 典
二	十	笹 谷 勇 介
二	十	松 尾 武 達
二	十	小 原 仁
二	十	田 畑 仁

二十八番 重 光 俊 則
二十九番 長 尾 義 和

○欠席議員

十五番 大 東 真 司
三十番 山 田 強

○説明のため出席した者

企 業 長	竹 山 修 身
副 企 業 長	清 水 豊
技術長兼事業管理部長兼計画課長	松 本 要 一
理事兼経営管理部長兼総務課長	吉 田 景 司
経営管理部企画課長	松 本 竜 三
経営管理部財務課長	横 山 亨
経営管理部広域連携課長	辻 敏 之
事業管理部事業推進課長	東 野 宗 丈
事業管理部事業推進課参事	徳 本 道 則
事業管理部契約検査課長	谷 野 聡
事業管理部管財課長	鶴 飼 和 雅
監 査 委 員	田 辺 彰 子
監 査 委 員 事 務 局 長	高 平 嘉 二

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	高 平 嘉 二
議 会 事 務 局 書 記	昼 馬 靖 史
議 会 事 務 局 書 記	尾 崎 元 伸
議 会 事 務 局 書 記	岸 田 友 海
議 会 事 務 局 書 記	山 蔭 啓 介

○議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件
第三 諸般の報告

(議員辞職許可の報告)
(当選議員の報告・紹介)

(工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告)
(説明者の通知)

第四 当選議員の議席の指定

第五 企業団運営方針説明

第六 第一号議案 大阪広域水道企業団債権の管理に
関する条例制定の件

第二号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水
条例制定の件

第三号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例
等一部改正の件

第四号議案 大阪広域水道企業団職員の分限に
関する条例一部改正の件

第五号議案 大阪広域水道企業団職員の育児休
業等に関する条例一部改正の件

第六号議案 企業長の報酬及び費用弁償等に関
する条例等一部改正の件

第七号議案 大阪広域水道企業団職員の給与の
種類及び基準に関する条例一部改
正の件

第八号議案 平成二十八年度大阪広域水道企業
団水道事業会計補正予算の件

第九号議案 平成二十八年度大阪広域水道企業
団工業用水道事業会計補正予算の
件

第十号議案 平成二十九年大阪広域水道企業
団水道事業会計予算の件

第十一号議案 平成二十九年大阪広域水道企

第七 一般質問

業団工業用水道事業会計予算の
件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○吉田議長 たいだいまより平成二十九年二月定例会を開会いたします。

○吉田議長 本日の会議を開きます。

○吉田議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、村岡均議員及び真利一朗議員を指名いたします。

○吉田議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

○吉田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○吉田議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○吉田議長 まず、議員辞職許可の報告の件であります。平成二十八年十一月二十一日付で森田典博議員から辞職願の提出があり、地方自治法第二百六条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

○吉田議長 次に、当選議員報告の件であります。

平成二十八年十二月一日付で田畑仁議員並びに山田強議員が、平成二十九年一月六日付で笹谷勇介議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。この際、当選議員を御紹介いたします。

田畑仁議員でございます。

○田畑議員 田畑でございます。よろしく願います。

○吉田議長 笹谷勇介議員でございます。

○笹谷議員 笹谷です。よろしく願います。

○吉田議長 以上で御紹介は終わりました。

○吉田議長 監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

○吉田議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

○吉田議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○吉田議長 日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十九年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。企業団では、将来構想に掲げる目標を実現するため

に、五年間の実行計画といたしまして中期経営計画を定め、これに基づき安全・安心で良質な水の安定的な供給や持続可能な事業運営に取り組んでいるところでございます。

本計画を踏まえながら、来年度の重点的な施策について御説明申し上げます。

まずは、安定供給に向けた取り組みでございます。昨今、地震や台風などの自然災害による大規模な断水の発生が各地で報告されております。当企業団では、このような災害発生時におきましても、最低限の日常生活や社会経済活動を維持するために必要な水量が供給できるよう施設の耐震化や管路の二系統化を推進しております。来年度は、水道用水供給事業におきまして、事故や災害等が発生した際のバックアップ機能の強化を図るため、庭窪浄水場と万博公園浄水施設を結ぶ系統連絡管整備に係る工事が本格化するほか、新たに阪南市、岬町間のバイパス送水管整備に向けて着手することといたしております。また、工業用水道事業におきましても、水道用水供給事業と同様、バイパス配水管の整備や老朽化対策として大庭浄水場配水ポンプ施設の更新に着手するなど、引き続き安全性の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道事業の広域化の推進でございます。企業団では、府域の水道事業の経営基盤強化に資する取り組みといたしまして、広域化を推進してまいりました。先ごろ、厚生労働省厚生科学審議会の水道事業の維持・向上に関する専門委員会が取りまとめた報告書におきましても、将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくための取り組みの一つとして、職員確保や経営面のスケールメリットの創出につながり、災害対応能力の確保にも有効な広域連携の推進が求められているところでございます。本年四月からは、企業団と

四條畷市、太子町、千早赤阪村との水道事業を統合いたします。この三団体の水道事業を円滑に引き継ぐとともに、企業団が責任を持って取水から各御家庭への給水までの水道事業全体の経営をしつかり行つてまいりたいと考えております。さらには、新たに企業団との統合の意向をお示しいただいた七団体との検討協議を進め、平成三十一年四月の統合の実現に向けて着実に取り組んでいく所存でございます。

次に、タフでスリムな組織づくりについてでございます。企業団では、平成二十三年度に策定いたしました人員計画案に基づく取り組みといたしまして、給与事務などの総務事務や浄水場の運転管理業務などのアウトソーシングを実施し、平成二十八年度当初には、事業を開始しました平成二十三年度比で一割の職員削減を達成いたしました。引き続き、業務の効率化に努めるとともに、企業団の事業運営を支える職員の技術力の維持向上をより一層図るために、ベテラン職員から技術伝承の機会を積極的に設けるなど、人材育成にもしつかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、当企業団の平成二十九年度の運営方針につきまして御説明申し上げます。議員の皆様におかれましては、府域の水道事業の円滑な推進につきまして一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、本日の定例会におきましては、条例案七件、予算案四件の議題を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○吉田議長 日程第六、議案第一号から第十一号まで「大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件」ほか十件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第十一号議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページをらんくください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件でございます。当企業団における債権管理のより一層の適正を期するため、条例で必要な事項を定めるものがございます。第一条から第五条までは、総則でございます。第二条は、債権の区分などの定義を定めるものがございます。

二ページをお開きください。

第六条の督促から、三ページ、第十三条の免除までは、債権管理の手續を定めるものがございます。

四ページをお開きください。

第十四条は、第一項に、企業長が債権を放棄することができる場合を、第二項に、第一項の規定により債権の放棄をしたときは、議会に報告しなければならぬことを定めるものがございます。

六ページをお開きください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例制定の件でございます。企業団が経営することとなります四條畷市、太子町及び千早赤阪村の区域における水道事業に関し、条例で必要な事項を定めるものがございます。

第一章の総則につきましては、第一条から第九条まででございます。第三条は、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業の給水区域を水道企業条例

の規定を引用し定めるものがございます。

八ページをお開きください。

第二章の給水装置工事につきましては、第十条から第十七条まででございます。このうち第十一条から第十三条までは、水道法の基準に適合した給水装置の設置を確保するための規定でございます。

九ページをらんくください。

第三章の給水につきましては、第十八条から第二十条まででございます。第十九条は、給水契約の申し込みについて定めるものがございます。第二十条は、使用水量を計量するための水道メーターの設置について、十ページの第二十一条以降は、メーターや給水装置の適正な利用及び管理に関し定めるものがございます。

第四章の料金、使用料、加入金、負担金及び手数料につきましては、第二十五条から第四十四条まででございます。これらの費用につきましては、三団体でのお取り扱いを引き継ぐ規定としております。第二十五条は、水道料金を定めるものがございます。

十一ページをらんくください。

第二十六条は、千早赤阪水道事業において適用するメーターの使用料を定めるものがございます。第二十七条から十四ページの第三十五条までは、料金の算定や徴収に関し定めるものがございます。第三十六条から十五ページの第三十九条までは、給水装置の新設、または増径の工事の申し込み者から徴収する加入金に關し定めるものがございます。第四十条は、四條畷水道事業において適用する工事負担金、第四十一条は、同じく四條畷水道事業において適用するメーター負担金、十六ページの第四十二条は、太子水道事業において適用する給水材料負担金に關し定めるものがございます。第四十三条は、手数料を定めるものがございます。

す。

第五章の貯水槽水道につきましては、第四十五条に貯水槽水道の管理に關し当企業団の義務を、第四十六条に設置者の義務を定めるものとございます。

第六章の雜則につきましては、第四十七条から第五十三条まででございます。第四十八条から十八ページの第五十二条は、本条例に違反する場合の措置等に関する定めるものとございます。

附則第二項は、水道事業統合併に伴う廃止前の三団体の給水条例の規定による処分、手続その他の行為を本条例の規定による行為とみなす経過措置を定めるものとございます。

ページをおめくりいただき、二十四ページをあらんください。

第三号議案は、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件でございます。いずれも三団体との水道事業統合併に伴う所要の改正を行うものとございます。

第一条は、大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。第三条第二項につきましては、全てに下線が引かれておりますが、内容を改めるものとしたしましては、改正後の同条同項第一号、アの水道用水供給事業の表中の給水対象欄から水道事業者としての四條畷市、太子町及び千早赤阪村を削除し、その事業を引き継ぐ当企業団を追加するものとございます。また、同表中の一日最大給水量につきましては、直近の厚生労働省への届け出数値に改めるものとございます。イの水道事業につきましては、四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業の給水区域、給水人口、一日最大給水量を定めるものとございます。

二十六ページをお開きください。

第二条は、大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。職員の定数を四百八十人から、三団体の水道事業に係る条例定数を加えた五百二十四人に改めるものとございます。

第三条は、大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。第二条の表中、大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会の担任する事務の表記を改めるものとございます。

第四条は、大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。二十七ページの新旧対照表をあらんください。附則第二項は、三団体から引き続き当企業団の職員となった者に対する統合併前の懲戒の処分、手続及び効果を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものとございます。

第五条は、大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。附則第二項は、四條畷市から引き続き当企業団の職員となった者に対する統合併前の配偶者同行休業の承認を企業団による承認とみなすための経過措置を定めるものとございます。

二十八ページをあらんください。

第六条、大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正、第七条、大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正、二十九ページの第八条、大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正につきましては、それぞれの新旧対照表にございますように、いずれも附則におきまして統合併前の三団体による水道事業に係る処分、手続その他の行為を企業団による行為とみなすための経過措置等を定めるものとございます。

二十九ページをあらんください。

第九条は、大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部改正でございます。三十ページの新旧対照表をあらんください。水道事業統合併に対応し、水道用水供給事業に關して規定する本条例の題名を改めるものとございます。

第十条は、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。水道事業統合併に対応し、本条例の題名を改めるものとございます。

三十一ページをあらんください。

第十一条は、大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。附則第二項は、統合併前の三団体による水道事業に係る長期継続契約を企業団が締結したものとみなすための経過措置を定めるものとございます。

第十二条は、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をあらんください。いずれの条も、水道事業統合併に伴い、根拠規定として引用しております水道法の条項を改めるものとございます。

三十三ページをあらんください。

第四号議案は、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件でございます。新旧対照表をあらんください。第四条は、非常勤職員の分限休職の期間の上限を定めるものとございます。ページをおめくりいただき、三十四ページの附則第二項は、三団体から引き続き当企業団の職員となった者に対する統合併前の分限の処分、手続及び効果を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものとございます。

三十五ページをあらんください。

第五号議案は、大阪広域水道企業団職員の育児休業

等に関する条例一部改正の件でございます。

第一条の新旧対照表をごらんください。第二条第四号ア(イ)は、非常勤職員について、子が一歳六カ月に達する日までに任期が満了することが明らかでなければ育児休業することができるよう改めるものがございます。

三十六ページをお開きください。

第二条の二は、育児休業等の対象となる子の範囲に、児童福祉法に規定する養育里親に委託されている子を加えるものでございます。

第二条の新旧対照表をごらんください。ページをおめくりいただき、三十八ページの附則第二項は、三団体から引き続き企業団の職員となった者に対する統合前の育児休業に係る承認を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものでございます。

三十九ページをごらんください。

第六号議案は、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件でございます。第一条、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第二条、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正、四十一ページの第三条、大阪広域水道企業団議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第四条、大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、企業長、議員及び監査委員が、公務のため旅行したときの費用弁償について日当等を支給しないこととしていた取り扱いを改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

四十一ページをごらんください。

第七号議案は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件でございます。

第一条の新旧対照表をごらんください。第二十条第二項は、新たに設けられた介護時間につきまして、そ

の勤務しない時間に係る給与を減額するための改正を行うものでございます。

第二条の新旧対照表をごらんください。ページをおめくりいただき、四十二ページの第六条は、子以外の扶養親族に係る扶養手当を部長、副理事級以上の職員に対しては支給しないことを定めるものでございます。附則第二項は、三団体から引き続き企業団の職員になった者について、統合前に給与を減額すべき理由が生じていた場合は、三団体の条例により減額すべき額を企業団において減額することを定めるものでございます。

なお、第一号議案から第七号議案のうち、第五号議案の第一条及び第七号議案の第一条につきましては、公布の日から施行し、その他につきましては、平成二十九年四月一日の施行を予定しております。

続きまして、第八号議案、平成二十八年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の別冊、第八号議案、第九号議案の議案書の三ページをお開きください。

第二条の業務の予定量をごらんください。第一号の年間総給水量につきましては、当初の見込みを百立方メートル上回る五億一千二百立方メートルとしております。第三号の主要な建設改良事業でございますが、村野浄水場等における浄水設備改良等の事業費が減少したことなどにより、改良事業につきまして二十八億七千七百二十万円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、給水収益の増加等営業収益が増加したことなどから一億百一十四千円を増額補正しております。また、支出でございますが、動力費の単価変動による減少や入札差金の発生等により営業

費用が減少したことなどから、二十一億八千五万六千円を減額補正しております。

四ページをお開きいただき、第四条の資本的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、国庫補助金等について九億六千五百七十七千円を減額補正しております。また、支出でございますが、事業の実施年度の見直しや設計精査による建設改良費の減額等により二十九億五千一百一十九千円を減額補正しております。

以上が水道事業会計の平成二十八年補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、五ページから十一ページまでの補正予算説明書をごらんください。

続きまして、第九号議案、平成二十八年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件について御説明申し上げます。

十五ページをお開きください。

第二条の業務の予定量をごらんください。第一号の年間総給水量につきましては、当初の見込みを二百三十四千立方メートル上回る一億七千七百七十九万五千立方メートルとしております。第三号の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場等における施設拡充工事等の事業費が減少したことにより、増補改良事業につきまして一千二百三十五万五千円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、営業収益は増加したものの、減量・廃止負担金の減少により特別利益が減少したことから、四百九十六万三千円を減額補正しております。また、支出でございますが、動力費の変動単価による減少や入札差金の発生等により営業費用が減少したことなどから、三億二千九百二十六万七千円を減額補正しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。
十六ページをお開きください。

まず、収入でございますが、国庫補助金等について五千五百万円を増額補正しております。また、支出でございますが、事業の実施年度の見直しや設計精査による建設改良費の減額により、一千二十三万五千円を減額補正しております。

以上が工業用水道事業会計の平成二十八年度補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、十七ページ以降の補正予算説明書をごらんください。

続きまして、平成二十九年度当初予算につきまして御説明申し上げます。当企業団では、本年四月から四條畷市、太子町、千早赤阪村の水道事業を統合し、各地域の皆様には水道水をお届けする市町村域水道事業を実施するため、円滑な事業推進及び適切な施設更新の取り組みに必要な事業費の確保に努めてまいります。

また、これまでのとおり、水道用水供給事業及び工業用水道事業につきましても、引き続き、効率的な事業運営に努め、水需要の動向などの経営環境の変化を適切に見込んだ上で、受水市町村や受水事業所に安全で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランや中期経営計画に基づき必要な事業費の確保に努めたところでございます。

特に、施設の耐震化やバックアップ機能の強化など、災害に強い水道施設の整備に着実に取り組むとともに、水道用水供給事業における後ろ過施設の整備や、工業用水道事業において増加しつつある漏水事故への対策など、新たな課題への取り組みも進めてまいります。

さらに、七つの市町との水道事業の統合に向けた検討協議をはじめ、市町村水道との連携強化を図るために必要な事業費を計上したところでございます。

お手元の別冊、第十号議案、第十一号議案の議案書の三ページをお開きください。

第十号議案、平成二十九年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第一章、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。第一号の年間総給水量につきましては、五億八百万立方メートルを見込んでおります。第三号の主要な建設改良事業でございますが、設備改良工事やパイパス送水管等の布設工事など二百五十九億六千三百三十一万九千円を計上しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益や長期前受金戻入などの営業外収益など四百三十九億五千七百七十六万円を計上しております。次に、支出でございますが、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用をはじめ、企業債利息等の営業外費用や丹生ダム建設事業の精算に係る特別損失など、四百一億九千六百三十八万九千円を計上しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。
四ページをお開きください。

まず、収入でございますが、企業債の発行をはじめ、国庫補助金等や建設受託工事収入、固定資産売却代金などで百五十億七千七百八十六万七千円を計上しております。次に、支出でございますが、建設改良費及び企業債償還金で四百十三億六千九百九十五万一千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間及び限度額、企業債の起債の限度額や償還の方法などを定めるものでございます。

以上が水道用水供給事業の平成二十九年度当初予算の内容でございます。

七ページをお開きください。
第二章、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。三水道事業の連結におきましては、第一号、給水戸数は三万一千九百四十五戸、第二号、年間総給水量につきましては八百七十七万立方メートルを見込んでおります。第四号の主要な事業につきましては、整備改良事業費として四億七千三百五十二万八千円を計上しております。

各事業別の内訳でございますが、四條畷水道事業におきましては、第一号、給水戸数二万四千二百戸、第二号、年間総給水量六百三万立方メートルを見込み、第三号の主要な事業として耐震化への布設がえなどの事業費一億五千二百四十一万五千円を計上しております。太子水道事業におきましては、第一号、給水戸数五千三百四十五戸、第二号、年間総給水量百四十万三千立方メートルを見込み、第四号の主要な事業として浄水場施設更新などの事業費一億九千三百四十八万一千円を計上しております。千早赤阪水道事業におきましては、第一号、給水戸数二千四百戸、第二号、年間総給水量六十三万七千立方メートルを見込み、第四号の主要な事業として送水管布設工事などの事業費一億二千七百六十三万二千円を計上しております。

八ページをお開きいただき、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、連結の収入でございますが、料金収入などの営業収益や長期前受金戻入などの営業外収益など十七億七千二百七十六万六千円を計上しております。次に、連結の支出でございますが、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用をはじめ、企業債利息等の営業外費用や特別損失など、十七億五千三百二十三万七千円を計上しております。

各事業別の内訳でございますが、四條畷水道事業収益は十三億一千五百一十五千円、四條畷水道事業費用は十三億七百四十四万二千円、九ページをござんいただき、太子水道事業収益は二億七千九百三万一千円、太子水道事業費用は二億七千二百五十万六千円、千早赤阪水道事業収益は一億七千八百三万円、千早赤阪水道事業費用は一億七千三百二十八万九千円でございます。

十ページをお開きいただき、第四条の資本的収入及び支出をござんください。まず、連結の収入でございますが、企業債の発行をはじめ、国庫補助金等や工事負担金、出資金など、三億六千二百三十二万五千円を計上しております。次に、連結の支出でございますが、建設改良費や企業債償還金など七億七千六百四十五万七千円を計上しております。

各事業別の内訳でございますが、四條畷水道事業資本的収入は一億二千八百三十四万四角、十一ページをござんいただき、四條畷水道事業資本的支出は三億九千八百九十六万三千円、太子水道事業資本的収入は一億二千七百十九万八千円、太子水道事業資本的支出は二億一千八百三十六万三千円、千早赤阪水道事業資本的収入は一億六百七十八万七千円、千早赤阪水道事業資本的支出は一億五千九百三十三万一千円でございます。

第十二ページをお開きください。第五条以下は、債務負担行為の期間及び限度額、企業債の起債の限度額や償還の方法などを定めるものでございます。

以上が市町村域水道事業の平成二十九年度当初予算の内容でございます。

なお、水道事業会計予算の詳細につきましては、十五ページから五十六ページまでの予算説明書をござんください。

続きまして、第十一号議案、平成二十九年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説明申し上げます。

五十九ページをお開きいただき、第二条の業務の予定量をござんください。第一号の年間総給水量につきましては一億六千九百三十二万三千立方メートルを見込んでおります。第三号の主要な建設改良事業でございますが、施設改良工事やパイプ送水管の布設工事など三十三億一千九百九十二万二千円を計上しております。

第三条の収益的収入及び支出をござんください。まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益をはじめ、長期前受金戻入などの営業外収益や特別利益で八十五億一千二百九十六万七千円を計上しております。次に、支出でございますが、動力費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など七十四億四千八百八十三万五千円を計上しております。

第四条の資本的収入及び支出をござんください。六十ページをお開きください。まず、収入でございますが、工事負担金など一億五千九百二十四万円を計上しております。次に、支出でございますが、建設改良費、企業債償還金及び投資で六十三億七千七百五十二万八千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間及び限度額、一時借入金限度額などを定めたものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成二十九年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、六十三ページ以降の予算説明書をござんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○吉田議長 この際、日程第六、議案第一号から第十一号まで「大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件」ほか十件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○吉田議長 これより、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

○吉田議長 通告がありますので、順次指名いたします。

○吉田議長 小原達朗議員。

（小原達朗議員登壇）

○小原議員 四條畷選出の小原達朗でございます。本日の定例会で、平成二十九年四月から事業統合していく四條畷市、太子町、千早赤阪村の三団体にかかわる条例及び予算案などが示され、いよいよ統合が迫ってきたと実感するものであります。

さて、これまで統合案などで示されたとおり、それぞれ各市町村ごとに独立した予算立てがされ、水道料金や加入金などもこれまでと変わることなく給水条例に示され、これまでの事業が踏襲されていくことがわかりました。

ただ、三団体の統合後も事業を円滑に進めるためには、各統合同体間で共通する課題や問題点を議論する協議会なり連絡会を設けて、情報交換する必要があると考えますが、企業団としてはどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

辻敏之広域連携課長。

（辻敏之経営管理部広域連携課長登壇）

○辻経営管理部広域連携課長 お答えいたします。四月以降、三団体の水道事業は、それぞれ四條畷水道センター、太子水道センター、千早赤阪水道センターにおいて、当企業団が運営していくこととなります。

企業団では、事業を円滑に進めるため、統合後も運用上の諸課題につき協議し、解決していくことが必要と考えております。そのため、企業団といたしましても、料金システムや給水装置など分野ごとの課題に対しまして、各水道センターを含めた関係所属間による検討の場を設けるとともに、各ブロックの水道事業体間で意見交換を行うなど、諸課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○吉田議長 小原達朗議員。

(小原達朗議員登壇)

○小原議員 どうぞ三団体の水道事業が円滑に進むようよろしくお願ひしたいと思います。

ところで、四月の統合に続いて平成三十一年度の統合に向け、七市町と現在検討・協議中と聞いておりますが、まず、その進捗状況についてお伺ひします。

また、七団体との統合で統合団体は十団体となりますが、今後、さらに統合団体が増えることにより、具体的にどのようなメリットがあると考えておられるのか、お伺ひします。聞くとところによりますと、構成団体四十二のうち約半数は現在のところ統合を考えていないようなことも聞いております。府域一水道へ向けてさらなる動きを加速するためにも、こうしたメリットを積極的に発信すべきだとの観点から質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田議長 辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町の七団体とは、平成二十八年四月二十五日に、水道事業の統合に向けての検討協議に関する覚書を締結し、統合素案の策定に向け協議を重ねております。

現在、七団体では、三団体と同様に、今後四十年間の水需要予測と、企業団と統合する場合、統合しない場合、それぞれの施設整備費により経営シミュレーションを行い、統合によるメリットを整理し、四月の運営協議会での中間報告に向け、まとめているところでございます。特に、七団体との統合検討では、施設整備費の算出に当たり、隣り合う団体との施設の統合といった水平連携の視点を取り入れ、経営シミュレーションでは国の生活基盤施設耐震化等交付金、こちらを十分活用できるよう調整しております。

また、統合団体がさらに増えることにより期待できるメリットについてでございますが、各団体の現在の委託状況や施設の位置的な条件等もございませうけれども、新たに料金システムの統一や配水池、ポンプ場の統廃合などが図られ、効率化による府域水道事業の運営基盤のさらなる強化が可能となると考えております。以上でございます。

○吉田議長 小原達朗議員。

(小原達朗議員登壇)

○小原議員 ただいまお示のとおり、統合団体が増えることにより府内の水道事業へのメリットも増えることが予想され、統合団体をさらに増やしていくことが必要だと考えます。大阪府の水道整備基本構想、いわゆるおおさか水道ビジョンにおきましては、水道広域化に向けた関係者のコーディネートや推進役が広域行政を担う大阪府であり、統合へ向けての検討団体数を増やすのも大阪府の役割となっております。企業団としても、府のリーダーシップに従い、核となる水道事業者として、四月からの三団体の統合をはじめとし、続く七団体の統合を推し進めるとともに、今後、統合を表明された水道事業者との統合を確実に推し進め、府域一水道への実現に向け進めていただくよう要望し

て、私の質問を終わります。

○吉田議長 小原達朗議員の質問が終わりました。

○吉田議長 次に、福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 議席番号二十番、門真選出の福田でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、第三号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件ですが、この第二条、職員定数条例の一部改正において、定数を四百八十人から五百二十四人とすることが提案されていますが、定数等の考え方については、今後、七団体についても協議されていることから重要だと考えます。まず、定数を四百八十人から五百二十四人とする改正内容について答弁を求めます。また、統合後の職員の身分の取り扱いについては、企業団職員となるのか、企業団職員となる場合の勤務条件等についてはどのようなようになるのか、これらでの企業団構成団体との協議状況についても、あわせて答弁を求めます。

次に、第八号議案、平成二十八年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件についてです。今回の補正によって、単年度損益が当初の二十四億七千七百万円から五十億五千七百万円の黒字になると見込んでいますが、二十五億を超える大幅な補正となっております。まず、補正要因と予算編成の考えについて答弁を求めます。また、黒字分については、これまで累積欠損金の解消に充てられていますが、多額の累積欠損金を計上することとなった平成二十二年度に行つた特別損失計上の概要と償還の有無、解消の経過についても答弁を求めます。

次に、第十号議案、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件についてです。この予算については、単年度損益十九億二千万円の黒字を見込

んでいますが、当初予算の編成においては、累積欠損金を解消すると同時に、料金引き下げについても念頭に置くべきだと考えます。累積欠損金の解消と料金引き下げを並行して実施する考えについて答弁を求めます。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長登壇)

○吉田理事兼経営管理部長兼総務課長 福田議員の御質問のうち、第三号議案に関連する御質問についてお答えを申し上げます。

まず、定数条例の改正内容につきましては、企業団の現行定数に、太子町と千早赤阪村は水道事業の条例上の定数を、四條畷市の現行定数は上下水道事業を合算しておられますために実人員で案分した人数分を合計いたしました。統合後の定数を五百二十四名とするものでございます。内訳でございますけれども、企業団分が四百八十人、四條畷市分が三十一人、太子町分が七人、千早赤阪村分が六人でございます。

続きまして、職員の身分の取り扱いでございますが、三団体の水道事業に従事する職員のうち、企業団への身分移管を希望される場合に企業団職員として採用することとさせていただきます。

なお、身分移管を希望されない職員につきましては、円滑な事業運営を行うため、必要がございますれば、一定の期間、統合元の団体から企業団へ派遣をいただくということがございます。

続きまして、企業団に身分移管される職員の勤務条件等でございますが、原則といたしまして当企業団の関係規程を適用いたしますが、統合元の団体との違いについて経過措置を設けるなど、一定の配慮を行うこ

ととしたところでございます。こうした内容につきましては、今後、統合を考えておられる団体にも、原則的に同様の条件で統合というふうにご考えてございますので、当事者である三団体だけでなく、四十二市町村の水道主担者で構成する運営協議会において協議をいただき、了承されたものでございます。

以上でございます。

○吉田議長 横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 まず、平成二十八年度水道事業会計補正予算案の補正要因と予算編成の考え方についてお答えいたします。

水道事業会計の平成二十八年度補正予算案においては、事業収益を一億百万円増額し、事業費用を二十一億八千万円減額補正した結果、単年度損益は当初予算より二十五億八千万円増加し、五十億五千七百万円を見込んでおります。

事業収益の増加、一億百万円のうち主なものは、有収水量を当初見込みから百万立方メートル増加の五億一千二百万立方メートルと見込んだことにより、八千百万円、給水収益が増加したことなどによるものでございます。

一方、事業費用は、当初予算四百二億八千万円から二十一億八千万円、率にいたしまして五％程度を減額しておりますが、この主なものは、電気及びガス料金単価の下落などにより動力費の見込みが七十四億円から五十六億円に十八億円減少したことや、予算時点の見積もり額と実際の契約額との差金により薬品費が十七億円から十三億円に四億円減少したことなどによるものでございます。

補正予算案の考え方といたしましては、補正予算編成時点で見込み得る事業費用を決算見込み値まで補正

し、議案として提出させていただいております。また、この補正により、今年度、二十八年度末の累積欠損金や資金残高を精査した上で、維持管理・施設更新の時代にふさわしい効率的な事業運営、災害に強い水道施設の整備といった企業団理念の実現に向けた事業実施に必要な費用を見込み、二十九年度当初予算案を編成しているところでございます。

次に、水源開発事業からの撤退に伴う平成二十二年度の特別損失についてお答えいたします。

大阪府水道部時代に、水源確保のために参画したダム建設事業について、水需要予測に基づく水源計画の見直しを行い、平成十七年度に丹生ダム及び大戸川ダムから、二十一年度には安威川ダム及び紀の川大堰から撤退を表明したところでございます。通常、ダムなどの資産を取得した場合、取得時に一括して損益上の費用とするのではなく、供用開始後、法定耐用年数に基づき減価償却をすることで、費用負担を法定耐用年数の期間に掛けて平準させます。しかし、先ほどの四つのダムにつきましては、利水撤退により事業資産として用いないことからダム使用权、水利権等の資産を除却したことなどにより、平成二十二年度に約五百三十八億円の特別損失処理を行い、約五百二十一億円の単年度損失を計上したものでございます。

なお、当該特別損失につきましては、実際に資金を用いたものではございません。また、累積欠損金の補填は、単年度の利益が充てられておりますが、これは経理上の措置であり、資金を充当しているものではありません。

最後に、累積欠損金の解消と料金引き下げの考え方についてお答えいたします。

水道用水供給事業の累積欠損金については、平成二十七年年度の決算時点から二十八年度補正予算案、二十

九年度当初予算案を経て、平成二十九年年度末で約六十六億円まで縮減が見込まれます。引き続き経費節減に努め、着実な事業運営により、中期経営計画でお示した平成三十一年度までには累積欠損金の解消ができるものと考えていると考えています。

また、料金につきましては、当面の事業計画、資金の状況などもあわせると、累積欠損金の解消の時期までは改定することは困難であると考えています。現計画の策定時点には見込めなかった将来の施設更新に係る事業や、増加傾向にある修繕費などの経営状況を踏まえながら、次期計画期間の将来収支を見通す中で検討してまいりたいと考えております。

○吉田議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 議案第十号について再質問したいと思うんですけれども、料金引き下げについて累積欠損金の解消まで引き下げは困難との答弁でしたが、平成二十五年度には累積欠損金を計上しながら七十八円から七十五円に料金を引き下げた経過があります。そして、引き下げを行った平成二十五年度から二十七年までの決算状況では、単年度損益が約六十億円の黒字となっています。これは、給水総量が五億トンですので、十二円分に相当する額となります。累積欠損金の解消と料金引き下げは、このことから両立できると考えますが、答弁を求めます。

○吉田議長 横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 お示しの料金改定は、琵琶湖開発事業の減価償却の終了を主たる要因とし、平成二十五年度に実施したものでございますが、その際には当面の事業計画を着実に進めることを前提に、減収による資金状況への影響などを踏まえて、一定の黒字

を確保することも見込んで収支計画の見直しを行ったところでございます。平成二十七年から三十一年度までの第三期中期整備事業計画に基づく建設改良事業が最盛期を迎えることにより高い資金需要が続いており、料金の引き下げは資金の不足を生じさせ、企業債の増発による資金調達に頼ることとなり、後年度に利息負担等の費用を増加させることとなります。したがって、前回の料金引き下げ時とは内部留保資金の状況や事業環境が異なっておりますことから、料金の引き下げは困難と考えております。

今後、現計画の策定時点には見込めなかった将来の施設更新に係る事業費や増加傾向にある修繕費などの要素もあることから、累積欠損金を解消した時点の経営状況を踏まえながら、次期計画期間の将来収支を見通す中で検討してまいりたいと考えております。

○吉田議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 料金引き下げは困難との認識が改めて示されましたが、その根拠となる数値が全く示されておらず、説得力を欠くものと言わざるを得ません。また、企業債についても触れられていますが、建設改良事業が最盛期を迎え、高い資金需要が続くとしている第三期整備事業計画期間にこそ、適切に企業債を発行することが世代間の負担の平準化との観点からも必要で、企業債の発行と料金引き下げは矛盾しないと考えますが、あわせて答弁を求めます。

○吉田議長 横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 企業債の発行と料金引き下げの関係に関するお尋ねに対しお答えいたします。

現在の中期経営計画における財政収支計画では、期間を通じて確保できる手元資金の総額を約一千五十億

円と見込んでおります。一方、計画期間中の建設改良事業の規模は約八百七十四億円、企業債等の償還額は約七百億円、その合計一千五百七十四億円と一千五十億円の差につきましては、企業債の発行三百一十億円、国庫補助金五十八億円と計画開始時の手元資金約二百五十六億円のうちから百五十五億円を充てて賄う収支計画としております。したがって、現在の中期経営計画期間中に値下げを行うと、期間中の手元資金が減少することで結果的に建設改良や企業債償還に係る資金が不足し、企業債をさらに発行する必要が生じることとなります。

企業債については、御指摘のとおり費用負担の世代間の公平性から一定の意義はあるものですが、一方で、水需要は減少傾向で推移しており、今後も続くものと見通している中、企業債を増発すると当然に利息相当の追加負担が発生し、給水原価が上昇することから、将来の料金を上昇を招くリスクを抱えることとなります。費用負担の世代間の公平性の観点はもとより安易に将来負担を生じさせないという観点にも立って、企業債による調達はできるだけ抑制することを基本とし、事業計画に基づく資金需要、経営の見通しなどを踏まえ、企業債の規模は適切に判断していくものと認識しており、現時点において料金の値下げは困難と考えております。

○吉田議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

○吉田議長 次に、上村太一議員。

(上村太一議員登壇)

○上村議員 こんにちは。堺選出の上村太一です。きょうは、大阪府域水道一元化について質問したいと思っております。

現在、大阪府の人口は八百八十三万人、今後は人口減少期に突入して二〇四〇年には七百五十万人となり、

二十三年間で百三十三万人の急激な減少になると予測されています。このような人口減少により、今後の水道事業は需要減少に伴う給水収益の減少や施設老朽化による更新や耐震化等に伴う支出の増加により厳しい経営環境となることが予測されており、さらなる経営努力を重ねていかなければならない状況です。こういった状況の中、企業団としても、平成二十四年度策定のおおさか水道ビジョンにおいては、これからの府域水道が厳しい経営環境と認識しており、サービスマーケット・向上を図りつつ給水原価上昇の抑制と水道事業運営基盤を強化するといったこれら課題の解消を進めていかねばなりません。それには、広域化による効率化や最適化を図ることが有効であることから、企業団として府域一水道へ向かうとわかれております。

そうした中、現在、企業団として四條畷市、太子町、千早赤阪村を含めた十市と統合協議を進めておりますが、大阪市との統合協議が全く進んでおりません。大阪市との統合協議における経過についてお示しください。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

辻広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 大阪市との統合協議についての経過について御説明させていただきます。

大阪市との統合協議につきましては、平成二十四年二月に水道事業統合検討委員会を設置し、企業団と大阪市の統合について検討協議を開始いたしました。その検討協議を進める中で、平成二十四年八月、大阪市から、大阪市が統合を判断するためには一定期間内に市町村水道事業も統合する、いわゆる府域一水道の実現について、四十三市町村長の方針確認が必要と提案されました。しかし、その後、大阪市から、同年十月

に企業団が大阪市に提示しました三つの条件、資産は負債も含めて無償で承継する、技能職員は持たない、外郭団体は持たない、この三つの条件につきまして、企業団と統合する際の共通の条件とすることを四十二市町村長に確認いただけるのであれば、統合期限を設ける必要はない旨について改めて提案がございました。こうしたことから、府域一水道に向けた統合条件などにつきまして、平成二十五年一月に四十二市町村の首長会議で議論を行った結果、企業団が大阪市に対して提示していた三つの統合条件、そちらと水道事業で使用しない土地の処分後の利活用に係る条件とを合わせました四つの条件、こちらを企業団と統合する際の共通の条件とすることが全会一致で決定されました。

これを受け、平成二十五年二月の四十三市町村の首長会議におきまして、この四つの条件及び大阪府域水道事業で発現する統合メリットは全額を四十三市町村で共有することとした統合素案について一度は了承されましたが、大阪市より御意見ございまして、統合メリットは、全額、大阪府域水道事業で活用することに統合素案を修正し、平成二十五年四月の四十三市町村の首長会議で全会一致で承認を得ました。

この四十三市町村の首長会議で了承されました統合案により、大阪府会五月定例会で審議がなされましたが、例えば資産を全て企業団に無償で譲渡することへの懸念や会計を分離して大阪府水道料金を維持することについて制度的な担保がないなどの意見によりまして、大阪府会のほうでは否決されました。

この大阪府会での否決により、同年六月には大阪府より、他の市町村と企業団との統合時期の明確化と府内各市町村との再調整の可能性について見解を問う文書を受けまして、企業団からは、大阪府にも御承認いただいたとおり府域一水道の期限は明確にしないこと

が市町村全ての共通認識となっていることを御回答させていただきます。

これらのことから、七月に大阪府から統合を一旦中止する旨の文書を受け、平成二十五年七月十日に四十二市町村及び企業団で協議し、大阪府との統合協議は一旦中止することとなりました。

以上が経過でございます。

○吉田議長 上村太一議員。

(上村太一議員登壇)

○上村議員 大阪市との統合協議の経過についてお示しいただきました。その中で、統合協議が一旦中止になった経緯も認識させていただきました。一旦中止になったとはいえ、企業団の給水能力とほぼ同程度の給水能力を持つ大阪市との統合は、定量的・定性的メリットがあり、事業効率化を図るためには絶対に必要なことであると考えております。

先般、大阪維新の会の府議団が、府内の自治体全てにアンケートを行いました。新聞でも載っていたかと思いますが。その中で、給水原価について、四十三市町村のうち二十八自治体が回答して、そのうち二十三団体が将来の給水原価は上がると試算されておりました。そして、今後の更新需要額についても、未回答十四団体を除く二十八団体、その半数の十四団体が更新需要額についても上がるると試算されております。これにより、ほとんどの自治体が今後の水需要の減少により経営の圧迫を予想、懸念されております。こうした予測事情があるからこそ、水事業には広域化の必要性があると各首長が合意して、府域一水道の目標をもとにこの企業団を設立したと認識しております。そうした意味からも、今後、企業団としては、大阪府を含めた府域一水道を目指すべきだと考えておりますが、企業長として、府域一水道への考えをお示しください。

○吉田議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪府のおおさか水道ビジョンに掲げられているとおり、府域一水道は究極の目標でございます。私といたしましても、企業長として、府域一水道への強い思いを持って対処してまいりたいというふうに思っております。そのためにも、豊富な技術者やノウハウなどを蓄積している大阪市水道の存在は欠かすことができないというふうに思っております。

また、大阪市と当企業団は、用水供給事業の統合一元化、つまり、社会資本の有効活用という特別な課題も抱えているところでございます。具体的に申しますと、例えば庭漕浄水場というのは、この企業団も大阪市も同じところに浄水場を持っているわけでございます。いわゆる二重行政でございます。これまでの府域一水道の統合時期につきましては、議論の経過も踏まえますと、橋下前大阪市長さんにも御承認いただいたとおり、市町村によって事情がさまざま異なることから、府域一水道の期限は設けないということが四十二市町村全ての共通認識になっているところでございます。

統合案では、会計分離方式の採用によりまして、大阪市の水道料金が上がることなく、大阪市からの提案どおりに、統合によって大阪市水道事業に生まれるメリットにつきましても全て大阪市のために使うものとされており、企業団、大阪市水道双方にとつて経営の安定と健全性をもたらずウイン・ウインの関係が築かれているものと考えております。大阪市長さんは、そのあたりをしつかりと議会、市民の皆さん方に説明いたしまして、ぜひ大阪市の御理解を得て、私どものタフでスリムな、そして持続可能な経営を目指す広域水道企業団に入っていたきたいと考えています。

ところでございます。

以上でございます。

○吉田議長 上村太一議員。

(上村太一議員登壇)

○上村議員 実際の統合に関しては、先ほど企業長も述べられていたとおり、各市町村による事情が異なるとして統合期限を設けないという共通認識をお聞きしましたが、おおさか水道ビジョンでの統合ロードマップにおいては、おおよそ二十年間を目標に目指しておられると書いてあります。統合を本気で考えていくのなら、全市町村の水道事業が統合する目標年度を明確に設定し、大阪市を含めた各水道事業体が統合目標を遂行していくべきだと考えます。

現在、企業団としては、大阪市に一旦統合化へ向けたボールを預けたという認識はあるようですが、片や、大阪市では民営化によって統合化を模索し始めているようです。企業団としても、大阪市に対して、一旦中止ということではなく、統合策の具体的な交渉を行う必要性があると思います。それには、企業長自身が、先ほどの答弁のように待ちの姿勢ではなく、府域一水道を目指す企業長としての権限と責任を果たしていかないといけないと感じます。二重行政の象徴と企業長自身も言われていました水事業に対して、大阪市を含めた広域連携、府域一水道を目指す上で、過去の経緯に縛られることなく大阪市との統合協議を早期に再開し、しっかりとリーダーシップを持って職責を全うしていただきたいと思えます。

以上です。

○吉田議長 上村太一議員の質問が終わりました。

○吉田議長 次に、久保田和典議員。

(久保田和典議員登壇)

○久保田議員 二十三番、高石市の久保田和典でございます。

ます。

平成二十九年二月定例会での一般質問をさせていただきます。

昨年(平成二十八年)四月に実施した工業用水の料金値下げについてお聞きをしたいと思います。

昨年の二月定例会でも、高石市選出の森議員からも同様の質問をしているように伺っておりますが、昨秋に受水事業所から相談を受けておりまして、纏々説明を受けたわけですが、その中でおっしゃっていたのは、この値下げは、平成四年度に始まった琵琶湖開発事業の割賦負担を工業用水料金に上乘せするため、平成五年度と八年度に分けて、合計一立方メートル当たり二十三円の値上げを実施したということ、そして、平成二十六年度をもって償還が完了したことであるので、もとの料金に戻すべきであるということでございます。

また、現在でも、全国の工業地帯の料金の平均が十二・六円となっていることを踏まえても、もともと企業団の工業用水料金は、他の地域に比べても高いということと認識を持っております。受水事業所の間にある中で、値上げ額に比べて値下げ額が少ないというのであります。

そこで二点、お伺いをさせていただきます。

一点は、値上げの目的が明確であり、償還が終わった以上、値上げ額と同額を値下げすべきであるという考えがあるということとでございますが、課題と対応についてお伺いをさせていただきます。

二点目は、平成二十八年四月の料金改定により料金収入が減少することも承知しているが、それでも平成二十八年度二月補正予算案では約十三億円の単年度赤字を見込んでいる現状があります。まずは単年度黒字

分を受水事業所に還元すべきであると考えますが、いかがでしょうか。そのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、二点、よろしくお願い申し上げます。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

東野宗文事業推進課長。

(東野宗文事業管理部事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 私からは、議員御質問の一点目の工業用水の料金値下げに係る課題とその対応についてお答えをいたします。

当企業団の工業用水料金につきましては、本事業が、約四百三十の受水事業所に対しまして五百キロメートルを超える全国でもトップクラスの長さの配水管を有しておりまして、複数の加圧ポンプによって給水を行っていることから、いわゆる供給単価で料金を見た場合には、議員御指摘のとおり、全国に約二百四十ある工業用水道事業の中で、高いほうからおおむね三分の一の水準にございます。これまで、受水事業所の負担軽減を図るための取り組みといたしましては、平成十四年度から二十五年度にかけて、四回にわたりまして、一日当たり合計で約十八万六千方メートルに及ぶ一斉の減量を実施してきたところでございます。

今般の琵琶湖開発事業の割賦負担の償還が平成二十六年度に完了したことに伴いまして、当面黒字経営が見込まれることから、受水事業所からの料金値下げに対する強い要望も踏まえまして、昨年度、料金値下げを行ったものでございます。

そこで、議員御指摘の値上げ額との比較の件でございますが、値上げ前との経営状況の異なる点につきましては、まず、収入面においては、平成五年と八年度の料金値上げ当時と比較をいたしまして、近年は水需要が減少し、今後も低下傾向にあり料金収入が減少し

ていくこと、一方、支出面におきましては、施設の老朽化も進んでおり、今後も耐震化や更新を計画的に実施するために、平成四十一年を目標年次といたしました施設整備マスタープランに基づきまして整備を進めておりまして、そのための費用を見込む必要があったことでございます。

次に、その課題への対応といたしましては、現在、大庭浄水場と三島浄水場の二つの浄水場を運転してございますが、工業用水の水需要予測の見直しなどに基づきまして、将来的には耐震性の高い大庭浄水場に一元化をするなど、各施設のダウンサイジングを計画しておりますとともに、国からの補助金を積極的に活用しまして投資の抑制に努めているところでございます。さらに、当企業団では、大庭浄水場におきまして運転管理業務を民間に委託しております。また、浄水処理で使用する薬品につきましても、より安価なものに切りかえるなど、効率的な事業運営に努めているところでございます。

料金値下げに係る課題と対応については以上でございます。

○吉田議長 横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 二点目の単年度黒字を受水事業所に還元すべきとのお尋ねに対しお答えいたします。

平成二十八年四月の料金改定に当たっては、その算定期間を、受水事業所の経営の影響を考慮し、短期で料金変動の可能性のある国の料金算定要領で定める五年間ではなく、先ほどの説明にもありました施設整備マスタープランの最終年度である平成四十一年度までの十四年間としたところでございます。

この算定期間におきましては、工業用水道事業に

おいて計上する利益については、原則として建設改良事業と企業債償還の財源としております。これに加え、企業債の調達を抑制しながら施設更新を進めることで利息負担を抑え、今回の料金算定期間において料金を維持することが可能となり、受水事業所に料金を通じた負担の増加を求めないという形で還元させていただいております。

引き続き、工業用水道事業の経営状況の検証を適切に行いつつ、事業経営の健全性を維持してまいりたいと考えております。

○吉田議長 久保田和典議員。

(久保田和典議員登壇)

○久保田議員 答弁ありがとうございます。

将来を見通し、黒字を計画的に建設事業、また企業債の償還の財源としていくことは重要だということで、もちろん一定理解するところでございます。ただ、負担軽減の経過、課題、取り組みについての答弁がありました。受水事業所は昨年の料金改定の水準には納得をしております。他地域との比較をして依然として劣っているもので、産業競争力強化の阻害要因にもなっているということでございます。

ここで、堺・泉北臨海企業連絡会からの要望事項を再度確認させていただきたいと思っております。

一点目は、工水事業は公益的な独立採算事業と考えます。健全経営、公正かつ低廉、妥当料金水準を維持し、利益が生じた際は、受水企業へ還元していただきたい。また、料金単価の見直しにとどまらず、受水企業ごとの契約水量と実水量の乖離状況を踏まえ、契約水量の減量もあわせて検討をしていただきたい。

二点目は、現状の料金改定プロセスは不透明な部分が多々あるように思います。今後の見直しに当たってはプロセスを明確にし、公聴会やパブコメの受け付け

など、初期段階から受水企業が参加及び意見が反映できる機会を提供していただきたい。

三点目は、このたびの料金改定を含め、総括原価の算定の際に想定した将来シナリオが現実的であったか適切なフォローアップを行い、受水企業へ示していただきたい。

四点目は、環境の変化に対応し、受容性のある料金水準を維持するためには、柔軟な工水料金の見直しが必要。受水企業との定期的な意見交換等によりニーズを把握するとともに、少なくとも三年以内には見直しをしていただきたい。

以上の四点でありまして、財源として確保するばかりではなく、必要額を精査し、値下げに回せる余地はないのか、絶えず経営を検証し、受水事業所の要請に応えることができるように取り組みをお願いいたします。一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○吉田議長 久保田和典議員の質問が終わりました。

○吉田議長 次に、弘瀬源悟議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 豊中市の弘瀬でございます。

給水量の九割弱を当企業団からの受水で賄う豊中市の議員として、第二期中期整備事業計画で位置づけられた千里幹線の二重化は注目する事業であり、また、平成二十九年事業で予定されている千里浄水池の更新は、災害対策として歓迎をするものです。そこで、千里浄水池の更新事業の概要について説明をお願いします。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

東野宗丈事業推進課長。

(東野宗丈事業管理部事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 お答えをいたします。

千里浄水池は、北大阪地域の約六十万人の市民の皆様にご安心な水道水をお届けするための重要な施設でございます。現在、当企業団の長期的な施設整備計画でございます。耐震化に取り組んでいるところでございます。耐震化に取り組んでいるところでございます。

整備内容につきましては、今後の水需要に見合った適正な規模とするため、二つの浄水池で六万四千立方メートルの池容量から四万八千立方メートルへダウンサイジングを行うとともに、三つの池に分割しまして段階的に整備することとしております。

スケジュールにつきましては、今年度完成予定でございます。一号池に引き続きまして、二号池、三号池の整備を順次行いまして、平成四十一年度までに耐震化を完了する予定でございます。

以上でございます。

○吉田議長 弘瀬源悟議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 千里浄水池の更新に伴って、豊中市、吹田市、箕面市の三市共同ポンプ施設整備が示されておりますが、この施設整備に至る経緯、目的、期待される効果などについて企業団の立場から説明をお願いいたします。

○吉田議長 辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

企業団は、大阪府が策定しました水道整備基本構想におけるロードマップに基づき、広域化の推進に取り組んでいるところであり、現在協議を進めております。市町村水道事業との統合に加えまして、市町村水道施設の共同整備といった水平連携などによる広域化も進めております。この取り組みの一つとして、市町村水道事業が共同して水道施設を設置するに当たり、企業

団保有の施設において、更新に伴う施設配置等の見直しにより敷地等に余裕が発生する場合であれば、企業団用地を無償で活用できるといった新たな制度を平成二十七年に創設し、市町村水道事業の水平連携の促進に努めております。

議員御質問の三市共同ポンプ施設整備、こちらにつきましては、この制度により千里浄水池の耐震化及び水需要に即したダウンサイジングに伴って生じた用地を無償で活用いただき、この用地に企業団の千里浄水池とは別棟で三市のポンプ施設を共同で整備されることとなったものでございます。

また、このポンプ施設は、それぞれ三市の資産となることから整備費用は三市で負担していただきますが、企業団敷地であることから施工に当たっては企業団が工事を受託し、千里浄水池耐震化工事とあわせて整備することにより、経費の縮減と施工管理の充実を図るものでございます。この取り組みは、他の団体にとっても具体的な参考事例となることから、市町村間の水連携が促進される効果があると考えております。

今後とも府域一水道に向けた広域化をさらに促進できるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉田議長 弘瀬源悟議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 豊中市をはじめ府内の水道事業には、災害時にも住民に安定して水道水を供給する使命があり、耐震化の推進や老朽化施設の更新を効率的に進め、運営基盤の強化を図っていく必要があると考えます。このためには、隣接する団体間において御答弁のあった配水池やポンプ施設の共同化といった水平連携による整備を進めていくことが一つの効果的な手法と考えま

す。企業団として、今後とも、市町村間の水平連携が促進される施策を進めていくよう要望して、私の質問を終わります。

午後二時五十六分 閉会

○吉田議長 弘瀬源悟議員の質問が終わりました。

○吉田議長 以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

○吉田議長 これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○吉田議長 この際、議事の都合により休憩いたします。
(午後二時四十一分 休憩)

議長	副議長	議員	議員
吉田 稔弘	名手 宏樹	村岡 均	真利 一朗

(午後二時五十五分 再開)

○吉田議長 それでは、休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○吉田議長 日程第六の議案十一件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○吉田議長 これより、日程第六の議案十一件につきまして採決に入ります。

○吉田議長 議案第一号から第十一号まで「大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件」ほか十件を一括して採決いたします。

○吉田議長 お諮りいたします。
以上の議案十一件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案十一件は原案のとおり可決されました。

○吉田議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。
た。

以上をもって本日の会議を閉じます。

○吉田議長 これをもって平成二十九年二月定例会を閉会いたします。